

職員目安箱に寄せられた主な意見・課題

資料7

No.	意見・課題の趣旨	現状及び今後の方針
1	<p>部分休業は子供が小学校に就学するまでとなっているが、小学校入学後の子育て支援のために、小学校低学年まで対象年齢を引き上げるか、新たな休暇制度を設けてほしい。</p> <p>【総務局】</p>	<p>子供の小学校入学後に仕事と育児の両立が困難となる、いわゆる「小1の壁」への対応として、小学校1年生から小学校3年生の子を育てる職員を対象に、1日2時間取得できる「子育て部分休暇」を令和7年4月から導入した。</p> <p>また、令和7年10月には、1日2時間取得できる第1号子育て部分休暇について、勤務時間の途中でも取得可能としたほか、年間10日相当の範囲(1日当たり上限時間数なし)で取得できる第2号子育て部分休暇を追加し、どちらかを年度ごとに選択できるようにするなど、取得パターンを多様化した。</p>
2	<p>職員採用試験を受ける場合や都庁職員同士で昇任試験を受ける場合等、子どもの面倒を誰が見るのか、という問題が発生している。例えば、夫婦間で調整ができない場合は、片方があきらめるしかない。いずれも年齢制限や年次制限があるので、貴重な機会を失うことになる。試験会場に託児サービスの導入を検討いただきたい。</p> <p>【人事委員会】</p>	<p>乳幼児を育てる世代に対し、積極的に昇任選考に挑戦できる環境を提供するため、令和7年度に管理職選考及び主任級職選考の筆記考査会場内で、託児保育サービスを開始した。</p>
3	<p>要介護者を介護する職員が取得できる介護時間は3年であるが、介護が長期化して3年を超える場合もある。介護時間の取得上限を延長してほしい。</p> <p>【総務局】</p>	<p>介護が長期にわたる場合でも安心して働き続けられるよう、令和8年4月から、1日2時間取得できる介護時間の3年間の上限を撤廃するとともに、介護休暇の承認期間も半年から1年に倍増させた。</p>
4	<p>生理休暇は名称が直接的で、特に上司が男性の場合は抵抗があって申請しづらい。職員が利用しやすい名称に変更してほしい。</p> <p>【総務局】</p>	<p>生理休暇の取得への心理的抵抗感の緩和と制度の利便性向上のため、令和8年4月から名称を「健康管理休暇」に変更するとともに、時間単位で取得できることとした(ただし、給与が支払われる期間は、1回の生理について引き続き2日まで)。</p>

No.	意見・課題の趣旨	現状及び今後の方針
5	<p>児童養護施設の受入先は、担当福祉司が片っ端から施設に連絡していく、という手法をとっており福祉司の業務を圧迫している。福祉司が他業務に追われ、受入先を探す作業が先延ばしになっている児童がいることや、受入先が見つからない児童が見通しを持っていないことで情緒不安定になり、施設から敬遠され引き受けてもらえなくなる、という悪循環も生じている。家庭復帰困難児童の受入先を探す部署を一元化し、システムティックに決定できる仕組みを整え、早期に受入先を調整できるようにするべきである。</p> <p>【福祉局】</p>	<p>近年、児童虐待に関する相談は増加の一途をたどっており、社会的養護を必要とする児童に対し、より迅速かつ適切に対応していくことが必要である。しかし、現在の児童相談所と児童養護施設における入所調整は電話を中心に行われており、児童相談所はもとより、施設側においても調整業務に多くの時間と労力を要していることが課題となっている。</p> <p>そこで都は、区立児童相談所や民間・都立の児童養護施設と連携し、入所調整業務のDX化を図るためのシステムを令和8年度から開発し、令和9年度後半からの運用を目指す。都区が連携して児童と施設を最適にマッチングすることで、職員の業務負担を軽減するとともに、優先度の高い児童の円滑な入所を実現し、早期の受入体制の構築を推進する。</p>
6	<p>島しょ赴任職員の内地への出張時に、悪天候等による欠航等が発生した場合、住民票を島に移して内地の家族宅が「自宅」でないためテレワークができない。</p> <p>単身赴任者の場合、家族の住む家をテレワークの実施場所と認めるべきである。</p> <p>【総務局】</p>	<p>職員の柔軟で多様な働き方を推進する観点から、令和8年4月から、島しょに単身赴任中の職員について、転居前の住居でのテレワークを実施できることとした。</p>
7	<p>島しょ帰任者に対する職員住宅の募集のスケジュールは、入居決定日が2月下旬以降であるが、家族での引っ越しでは様々な手続が必要のため、新生活への準備時間が足りない。</p> <p>子育て世帯への支援拡充のため、入居募集及び決定時期を早めるべきである。</p> <p>【総務局】</p>	<p>島しょ帰任者の住宅については、異動事務の開始時期に合わせて、申請者数の予測を立てながら入居者の募集及び決定を行っている。</p> <p>令和8年度島しょ帰任予定者向け(世帯用住宅)については、令和7年8月入居募集、令和7年9月末入居決定で実施した。</p>
8	<p>現在、ネームプレートにはフルネームが記載されているが、氏名の悪用やネットの書込み防止の観点から、姓のみの記載とすべきである。</p> <p>【総務局】</p>	<p>令和7年度から、東京都カスタマーハラスメント防止条例の施行を受けて、名札の表記を変更している。新しい名札では、名字、所属名(部(事業所)まで、課長級以上は職名まで)を表記している。</p>